



鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

号外第28号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（福祉保健課）	2
	鳥取県立童謡館管理規則等の一部を改正する規則（〃）	3
	鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（長寿社会課）	7
	鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則（〃）	9
◇ 告 示	保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額（健康対策課）	11

—— 公布された規則のあらまし ——

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 市町村その他の団体が実施する健康診断に係る試験検査等について、減額して徴収する使用料の額を次のとおり改正することとした。

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
結核予防法による予防接種又は健康診断	B C G 経皮接種	1人1回につき	448円 452円
	エックス線間接写真診断	1人1枚につき	120円 118円
1件20人以上の集団検査又は学校若しくは社会福祉施設の給食の従事者の検査	腸内細菌培養検査	1人1検査につき	620円 690円

- その他所要の規定の整備をすることとした。

- この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県立童謡館管理規則等の一部を改正する規則

- 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他心身に障害を有する者及びその介護者が次の施設を利用するときは、その使用料及び利用料金を減免することとした。（第1条、第3条、第5条～第9条関係）

- 鳥取県立童謡館
- 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館
- 鳥取県立夢みなとタワー
- 鳥取県立とっとり花回廊
- 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園
- 鳥取県立鳥取港海友館

- (7) 鳥取県立みなとさかい交流館
- 2 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が次の施設を利用するときは、その使用料及び利用料金を減免することとした。(第1条～第10条関係)
- (1) 1の(1)から(7)までに掲げる施設
 - (2) 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国
 - (3) 鳥取県立産業体育館
 - (4) 鳥取県立布勢総合運動公園及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く。)
 - (5) 鳥取県営武道館、鳥取県営屋内プール、鳥取県立博物館及び鳥取県立倉吉体育文化会館
- 3 産業体育館の休館日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日を休館日とすることとした。(第4条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 1 対象収入額が330万円を超える者に係る岩井長者寮及び福原荘の使用料の額を1,000円引き下げることとした。
- 2 入寮申請書等について氏名を自署する場合には押印を省略することができるのこととした。
- 3 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 4 この規則は、公布の日から施行し、1は平成11年4月1日から適用することとした。

規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則

第1条中「、食肉衛生検査所」を削り、「昭和44年3月」を「昭和44年」に改める。

別表中「448円」を「452円」に、

エックス線	70ミリメートル	1人1枚につき	93円
間接写真診断	100ミリメートル	1人1枚につき	120円

を
エッ
間接

クス線
写真診断 1人1枚につき 118円 に、「620円」を「690円」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県立童謡館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第22号**鳥取県立童謡館管理規則等の一部を改正する規則**

(鳥取県立童謡館管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立童謡館管理規則(平成7年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「者」の次に「(以下「管理受託者」という。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)。

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)。

第10条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を管理受託者に提示しなければならない。

(1) 前項第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

(2) 前項第3号に定める事由 介護保険被保険者証

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則(平成11年鳥取県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「(以下「障害者」という。)」及び「当該障害者の健康の保持及び増進を図るために」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。入園料の免除

(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則(平成11年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。

第7条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥

取県観光事業団に提示しなければならない。

- (1) 前項第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面
- (2) 前項第3号に定める事由 介護保険被保険者証（鳥取県立産業体育館管理規則の一部改正）

第4条 鳥取県立産業体育館管理規則（平成9年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「水曜日」の次に「(その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）」を加え、同項第2号中「火曜日」の次に「(その日が休日に当たるときは、その直後の木曜日）」を加える。

第7条第1項第3号中「特に必要があると認めた」を「定める基準に該当する」に改め、「当該障害者の健康の保持及び増進を図るために体育館を」を削り、「利用するとき」の次に「(専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)」を加え、同項第4号中「休日等（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。）」を「休日、日曜日及び土曜日」に改め、同項第5号中「体育館を一般利用するとき」を「利用するとき（専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

第7条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

- (1) 第1項第3号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示
- (2) 第1項第4号に定める事由 口頭による申出
- (3) 第1項第5号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (4) 第1項第6号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

様式第4号の備考3中「並びに70歳以上の者」を「、70歳以上の者並びに要介護認定等を受けた者及びその介護者」に改める。

（鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部改正）

第5条 鳥取県立夢みなとタワー管理規則（平成10年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（専用利用の方法で利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（専用利用の方法で利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

第10条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財團法人鳥取県観光事業団に提示しなければならない。

- (1) 前項第4号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面
- (2) 前項第5号に定める事由 介護保険被保険者証

(鳥取県立とっとり花回廊管理規則の一部改正)

第6条 鳥取県立とっとり花回廊管理規則(平成11年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。

第7条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥取県観光事業団に提示しなければならない。

(1) 前項第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

(2) 前項第3号に定める事由 介護保険被保険者証

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第7条 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中「あやめ池スポーツセンター」を「あやめ池スポーツセンター
東郷湖カヌーセンター」に改める。

第8条第1項第2号中「特に必要があると認めた」を「定める基準に該当する」に改め、「当該障害者の健康の保持及び増進を図るために知事が別に定める」を削り、「利用するとき」の次に「(専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)」を加え、同項第4号中「知事が別に定める」を削り、「利用するとき」の次に「(専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)。

第8条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第9条の2 条例第8条第6項において準用する同条第4項の利用料金の減免は、次に掲げる場合に行う。

(1) 障害者及びその介護者が臨海公園の燕趙園を利用するとき。

(2) 要介護者等及びその介護者が臨海公園の燕趙園を利用するとき。

(3) その他財団法人観光事業団が特に必要があると認めるとき。

(鳥取県立鳥取港海友館管理規則の一部改正)

第8条 鳥取県立鳥取港海友館管理規則(平成7年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。

第8条第2項中「前項第2号」を「前項第4号」に改める。

(鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の一部改正)

第9条 鳥取県立みなとさかい交流館管理規則(平成9年鳥取県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「利用するとき」の次に「(会議室を利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)」を加え、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（会議室を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（会議室を利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

第10条第2項中「前項第2号」を「前項第4号」に改める。

（県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正）

第10条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項第2号中「特に必要があると認めた」を「定める基準に該当する」に、「当該障害者の健康の保持及び増進を図るために会議室以外の施設を利用するとき」を「利用するとき（貸切りの場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項第4号中「利用（貸切りでない場合に限る。）するとき」を「利用するとき（貸切りの場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（貸切りの場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

第2条の表鳥取県営屋内プールの項中「鳥取県営屋内プール」を「鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プール」に改め、同項第2号中「当該障害者の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき」を「利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項第3号中「プールを」を削り、同項第4号中「プールを一般利用するとき」を「利用するとき（専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 要介護者等及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

第2条の表鳥取県立博物館の入館料の項第2号中「当該障害者の健康の保持及び増進を図るために」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 要介護者等及びその介護者が通常展示を観覧するとき。

第2条の表鳥取県立博物館の展示室等使用料の項中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。

4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。

5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。

第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項第3号中「当該障害者の健康の保持及び増進を図るために体育館を利用するとき」を「利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項第5号中「体育館を一般利用するとき」を「利用するとき（専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6 要介護者等及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第23号

鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県老人福祉法施行細則（平成5年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「省令第1条の8第1項又は第2項」を「法第14条の2」に改める。

第4条中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

第6条中「省令第3条の2第1項又は第2項」を「法第15条の2第1項」に改める。

第10条の見出し中「届出手続等」を「届出手続」に改め、同条第1項中「省令第4条第1項、第3項又は第4項」を「法第15条の2第2項」に改め、同条第2項を削る。

第11条の見出し中「届出手續」を「届出手續等」に改め、同条第1項中「老人ホーム廃止（休止）届出書」を「老人ホーム廃止等届出書」に改め、同条第2項中「第5条の規定による申請」を「第5条に規定する申請書」に、「老人ホーム廃止（休止）時期認可申請書」を「老人ホーム廃止時期等認可申請書」に、「を提出してなければならない」を「によるものとする」に改める。

様式第1号中

事業の運営の方針	
職員の定数及び職務の内容	

を 「 職員の定数及び職

務の内容

に、

事業の用に供する施設（老人デイサービス事業又は老人短期入所事業を行う場合に限る。）	名 称
	種 類
	所 在 地
	入所定員（老人短期入所事業を行う場合に限る。）

を

事業の用に供する施設（老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業を行う場合に限る。）	名 称
	種類（老人デイサービス事業又は老人短期入所事業を行う場合に限る。）

に改める。

様式第2号中「老人福祉法施行規則第1条の8第1項(第2項)」を「老人福祉法第14条の2」に改める。

様式第3号中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

様式第5号中「老人福祉法施行規則第3条の2第1項(第2項)」を「老人福祉法第15条の2第1項」に改める。

様式第10号中「老人福祉法施行規則第4条第1項(第3項・第4項)」を「老人福祉法第15条の2第2項」に、

変更予定年月日	年 月 日
現に入所している者に対する措置(施設の入所定員を減少しようとする場合に限る。)	

を 「変更予定年月日」 年
月 日 に改める。

様式第11号から様式第13号までを次のように改める。

様式第11号 削除

様式第12号 (第11条関係)

老人ホーム廃止等届出書

職 氏 名 様

老人ホームを廃止(休止・入所定員を減少・入所定員を増加)したいので、老人福祉法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名

印

電話番号

施設の名称			
廃止等の予定年月日	年 月 日		
廃止等の理由			
現に入所している者に対する措置(休止し、廃止し、又は入所定員を減少しようとする場合に限る。)			
休止予定期間(休止しようとする場合に限る。)	年 月 日から 年 月 日まで		
入所定員(入所定員を減少し、又は増加しようとする場合に限る。)	減少(増加)前		
	減少(増加)後		

様式第13号（第11条関係）

老人ホーム廃止時期等認可申請書

職 氏 名 様

老人ホームの廃止（休止・入所定員の減少）の時期（入所定員の増加）について認可を受けたいので、老人福祉法第16条第3項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所

届出者

フリガナ
名 称
代表者職氏名
電話番号

施設の名称				
廃止等の予定年月日		年 月 日		
廃止等の理由				
現に入所している者に対する措置（休止し、廃止し、又は入所定員を減少しようとする場合に限る。）				
休止予定期間（休止しようとする場合に限る。）		年 月 日から 年 月 日まで		
入所定員（入所定員を減少し、又は増加しようとする場合に限る。）	減少(増加)前			
	減少(増加)後			

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和39年鳥取県規則第48号）の一部を次のように改正する。

附則別表C10階層の項中「163,520円」を「162,520円」に、「162,520円」を「161,520円」に改め、同表D階層の項中「4,176,481円」を「4,150,081円」に、「164,080円」を「163,080円」に、「163,080円」を「162,080円」に改める。

別表20階層の項中「163,520円」を「162,520円」に、「162,520円」を「161,520円」に改め、同表21階層の項中「4,176,480円」を「4,150,080円」に、「163,520円」を「162,520円」に、「162,520円」を「161,520円」に改め、同表22階層の項中「4,176,481円」を「4,150,081円」に、「164,080円」を「163,080円」に、「163,080円」を「162,080円」に改める。

様式第1号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第2号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第3号の注を次のように改める。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「収入」欄は、入所する年度の初日の属する年の前年に入所者が得た収入を記入してください。

3 「必要経費」欄は、租税その他の知事が別に定める必要経費を記入してください。

4 収入及び必要経費については、その額を確認することのできる書類を添付してください。

様式第5号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第9号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第10号の注中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第11号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第14号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第18号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和57年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則別表C10階層の項中「163,520円」を「162,520円」に、「162,520円」を「161,520円」に改め、同表D階層の項中「4,176,481円」を「4,150,081円」に、「163,850円」を「162,850円」に、「162,850円」を「161,850円」に改める。

別表20階層の項中「163,520円」を「162,520円」に、「162,520円」を「161,520円」に改め、同表21階層の項中「4,176,480円」を「4,150,080円」に、「163,520円」を「162,520円」に、「162,520円」を「161,520円」に改め、同表22階層の項中「4,176,481円」を「4,150,081円」に、「163,850円」を「162,850円」に、「162,850円」を「161,850円」に改める。

様式第1号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第2号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第3号の注を次のように改める。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「収入」欄は、入所する年度の初日の属する年の前年に入所者が得た収入を記入してください。

3 「必要経費」欄は、租税その他の知事が別に定める必要経費を記入してください。

4 収入及び必要経費については、その額を確認することのできる書類を添付してください。

様式第5号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第8号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第9号の備考を削り、同様式に注として次のように加える。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「入所年月日」欄は、確実に入所できる日を記載してください。

3 「持参する主な物品」欄は、「ふとん1組、洗面用具1式」等のように簡単に記載してください。

様式第10号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第13号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第16号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第18号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則別表20階層の項、21階層の項及び22階層の項並びに附則別表C10階層の項及びD階層の項並びに第2条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則別表20階層の項、21階層の項及び22階層の項並びに附則別表C10階層の項及びD階層の項の規定は、平成11年4月1日から適用する。

告 示

鳥取県告示第223号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（昭和44年鳥取県条例第9号）第2条本文の規定に基づき、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額を次のように定め、平成12年4月1日から施行する。

昭和50年鳥取県告示第307号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）は、平成12年3月31日限り廃止する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例第2条本文の規定による知事が定める額は、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（基本診察料に係る額を除く。）の8割の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる検査及び診断については、それぞれに定める額とする。

- 1 ツベルクリン反応検査 1検査につき222円
- 2 エックス線間接写真診断 1枚につき670円